

## 神奈川県ゆうあいピック大会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内の知的障害者が、スポーツの活動の場集い、家庭、学校、施設、職場等で日頃鍛えた心と体を、互いに発表し合うことにより、心身の健全な成長と逞しさをさらに高め、力強く社会参加の意欲を培うことを目的として実施される神奈川県ゆうあいピック大会における補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における補助金は、あらかじめ市の予算に定められたものをいう。

### (補助等の対象)

第3条 補助の対象となる経費は、神奈川県ゆうあいピック大会の運営に係る経費とする。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受ける一般財団法人かながわパラスポーツ協会は、補助金申請書（第1号様式）に関係書類を添付し、市長あて申請しなければならない。

### (交付の決定)

第6条 市長は、一般財団法人かながわパラスポーツ協会から補助金申請書を受理したときは、内容を審査し、適切と認めた場合に補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により一般財団法人かながわパラスポーツ協会に通知するものとする。

### (実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた、一般財団法人かながわパラスポーツ協会は、この補助金に係る事業の完了後2ヵ月以内に、実績報告書（第3号様式）に関係書類を添付し市長に提出しなければならない。

### (交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付にあたり、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

- (1) 補助金を他の経費に使用してはならないこと。
- (2) 補助金の使途は明確にし、必要に応じて市の監査を受けるものとする。
- (3) 事業終了後30日以内に、事業実績報告書を提出するものとする。
- (4) 交付条件に違反した場合、及び年度途中で事業を中止又は廃止した場合には、補助金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成12年6月13日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式

## 補助金等交付申請書

年 月 日

(あて先)  
川崎市長

(申請者)  
所在地  
団体名 一般財団法人  
          かながわパラスポーツ協会  
代表者名  
連絡先  
事務担当

事業補助金等の交付を受けたいので次のとおり申請します。

事業（事務）の名称	
補助金等申請金額	
事業内容	
事業費	
着手年月日	
完了年月日	
添付書類	
備考	

第2号様式

川崎市指令 第 号

所在地  
団体名 一般財団法人  
かながわパラスポーツ協会  
代表者名

年 月 日付けで申請のありました、 年度神奈川県ゆうあいピック大会運営事業に係る補助金については、神奈川県ゆうあいピック大会補助金交付要綱の規定に基づき、次の条件を付けて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長

- 1 この補助金は、 年度神奈川県ゆうあいピック大会補助金として交付しますので、その他の目的に使用することはできません。
- 2 この補助金の使途については、必要に応じ報告を求め、検査することがあります。
- 3 この補助金に関する事業実績報告書は、事業終了後30日以内に提出してください。
- 4 交付条件に違反した場合及び年度途中で事業を中止又は廃止した場合には、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。

第3号様式

事業実績報告書

年 月 日

(あて先)

川崎市長

(申請者)

所在地

団体名 一般財団法人

かながわパラスポーツ協会

代表者

連絡先

事業補助金を受けた事業が終了しましたので次のとおり報告します。

補助事業等の名称	
事業等の実績	
交付決定金額	
着手年月日	
完了年月日	
実施場所	
備考	